

17 資格制度に係る個別措置事項

事項名	措置内容	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)における決定内容			講ぜられた措置の概要等	備考	
		実施予定期	16年度	17年度	18年度		
資格制度の見直し (業務独占資格・視点、) (国土交通省)	(不動産鑑定士) 不動産鑑定士を目指す者の裾野を広げつつ、その資質の向上を図り、将来にわたって優秀な不動産鑑定士を確保していくため、試験を1回2段階の体系に簡素合理化し実務経験2年以上の要件は廃止することで、受験者の負担の大幅な軽減を図るとともに、実務の修習課程を充実させ、これを修了した者に資格を付与するよう、不動産鑑定士試験制度を見直す。 (第159回国会に関係法案提出)	法案成立 後公布	措置(2月 施行予定)			(国土交通省) 不動産鑑定士試験の受験要件を廃止し、試験を1回2段階の体系に簡素合理化する一方、効率的かつ確実に実務能力を修得できるよう実務修習制度を創設すること等を内容とする「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第66号)が平成16年の通常国会で成立し、公布された(不動産鑑定士試験関係の改正規定は平成18年2月1日施行)	
配点、質問要旨等 の公表 (業務独占資格・視点) (経済産業省)	(中小企業診断士) 平成16年夏の試験から以下を実施する。 了解の得られた試験出題委員のみ公表(次回の委員選任から全ての委員の公表を検討) 1次試験の配点を公表 2次試験の質問主旨を公表 受験者の属性は、「性別、年齢、職業区分」を公表 登録機関による実務補習に変更	措置				(経済産業省) 平成16年の試験から、指定試験機関のHPにおいて、 ~の項目について公表を行った。 については省令改正を行い、登録機関による実務補習に 変更を行った。(「中小企業診断士の登録等及び試験に関する 規則」(平成16・4・14 経済産業省令60))	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
定期講習受講義務 に係る負担の軽減 (業務独占資格・視 点) (経済産業省)	(第一種電気工事士) 第一種電気工事士に受講が義務付けられている定期講習につい て、受講者等の負担軽減という観点から、講習内容及び講習方法の 見直しを行う。	措置			(経済産業省) 講習内容については、当該講習が自家用電気工作物の保安 に関するものであることを踏まえ、従来課されていた一般用 電気工作物の保安に関する法令については講習科目としな いこととした。(電気工事士法施行規則の一部を改正する省令 (平成16年3月29日経済産業省令第45号、同年4月1日 施行)) 講習方法については、 <u>指定講習機関</u> である <u>製品評価技術基盤</u> 機構が受講者対象に行ったアンケート結果を踏まえ、平成16 年10月から土曜日曜にも講習を開催することとし、受講者の 負担軽減を図った。			
必置単位、必置人 数、資格者の業務 範囲の見直し (必置資格・視点 、)								
(経済産業省) <エネイの再掲>	(エネルギー管理者) a エネルギー管理者1人が管理するに適當な設備・人員等の範囲 を見直す。	検討・結 論、結論に 応じ措置		-	<エネイの再掲>			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
(経済産業省)	<p>(電気主任技術者)</p> <p>b 第二種及び第三種電気主任技術者の監督範囲のうち、構内と構外との区分については、現状において電気工作物の工事、維持及び運用に関する技術レベルの違いはないことから、当該区分を撤廃し監督範囲を拡大する見直しを行う。</p>	措置			(経済産業省) 第二種電気主任技術者及び第三種電気主任技術者の監督範囲のうち、構内と構外との区分を撤廃し監督範囲を拡大する措置を行った。(電気事業法施行規則の一部を改正する省令(平成16年7月5日経済産業省令第75号、同日施行))			
選任要件の緩和 (必置資格・視点、)					(経済産業省) 内規「主任技術者制度の運用について」(平成15年10月1日付け、平成15・09・11原院第1号)の改正を行い、電気主任技術者を当該事業者の従業員以外の者から選任することができる場合の要件を規定した。(「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」(平成17年3月28日付け、平成17・03・22原院第1号))			
(経済産業省)	<p>(電気主任技術者)</p> <p>a 電気主任技術者を当該事業者の従業員以外の者から選任することができる場合の要件を明確化する。</p>	措置						

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
(経済産業省)	(エネルギー管理者) b エネルギー管理者及びエネルギー管理員を当該工場の職員以外の者（工場における燃料等や電気を消費する設備の維持、燃料等や電気の使用の方法の改善及び監視に関する業務の委託先企業の職員など）から選任する場合の要件を明確化するとともに、複数事業場のエネルギー管理者の兼務規定について検討し、実施する。	措置(外部委託について) 検討・結論、結論に応じ措置（兼務規定について）			(経済産業省) 事業者の負担軽減等の観点から、エネルギー管理者及びエネルギー管理員を当該工場の職員以外の者（工場における燃料等や電気を消費する設備の維持、燃料等や電気の使用の方法の改善及び監視に関する業務の委託先企業の職員など）から選任する場合の要件を明確化し、平成16年6月30日に実施した。			
(経済産業省)	(ボイラー・タービン主任技術者) c 保安が確実に確保される移動距離の制限値及び保安体制の要件等について、保安実績や根拠となるデータ等を踏まえて検討し、措置する。	検討	措置		(経済産業省) ボイラー・タービン主任技術者の兼任に係る保安実績や根拠となるデータ等を収集した。現時点では保安実績や根拠となるデータ等が十分でないため、平成17年度に引き続き検討を実施し措置を行う。			
(厚生労働省) <雇用力 の再掲>	(衛生管理者) d 職場の衛生管理体制の確保・向上を一層図るという観点から、事業場に直接雇用されていない者を衛生管理者として選任することについて、その可能性を検討し、早急に結論を得る。	検討・結論			<雇用力 の再掲>			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16 年 度	17 年 度	18 年 度				
実務経験要件の見直し (必置資格・視点) (経済産業省)	(ボイラー・タービン主任技術者) a ボイラー・タービン主任技術者になる条件として必要な実務経験年数を一律に定めるのではなく、安全確保に関するマネジメントシステムの社会への浸透等の状況を踏まえ、弾力的な運用ができないか検討する。		マネジメントシステムの浸透状況等を踏まえ検討		(経済産業省) 安全管理審査におけるシステム安全管理審査の申請状況を勘案すると（システム安全管理審査の占める割合は全審査の約5%）事業者における安全確保に関するマネジメントシステムの浸透は十分であるとは判断し難く、現時点において当該運用についての検討を行うことは困難である。今後も引き続き、マネジメントシステムの浸透状況等を踏まえ、引き続き検討する。			
(厚生労働省) <福祉ア bの再掲>	(介護支援専門員) b 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門員試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	逐次実施			<福祉ア bの再掲>			
試験の改善等による資格取得要件の改善 (必置資格・視点) (国土交通省、総務省) < 住 宅 工 の 再掲>	(主任技術者) 電気通信工事において建設業法に基づき配置することとされる主任技術者の要件について、他の既存資格の活用の適否について、既存資格の試験内容等を踏まえ検討する。	検討・結論			<住宅工 の再掲>			

